



※制度の詳細は各窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

事業主が申請	事業資金	業績が悪化(売上が前年同月比20%以上減少)している	セーフティネット4号保証	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で2億8,000万円(うち無担保枠:8,000万円) 指定期間:令和6年6月30日まで延長 ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】 【取扱いの変更点】 資金使途を借換に限定いたします。	おおさかしんゆうほしやうきやうかい かどましてん 大阪信用保証協会(門真支店) 06-6906-2511 ※認定証に関することは地域振興課	
		業績が悪化(売上が前年同月比5%以上減少)している	セーフティネット5号保証(指定業種のみ)	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。 【郵送手続き可】		
		思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等	新型コロナウイルス感染症特別貸付	保証枠:8,000万円(国民生活事業)、6億円(中小企業事業) ※市が発行する「認定証」は必要ありません。		
			補助	事業再構築補助金	内容:業態転換等思い切った事業再構築に意欲を有し、一定要件を満たす中小企業等に補助。 補助額(例)(中小企業・通常枠) 100万円~8,000万円 補助率 2/3等 ※公募期間や申請要件等の詳細についてはホームページをご覧ください。 →QRコード	にほんせいさくきんゆうこうこ もりぐちしてん 日本政策金融公庫(守口支店) 0570-068502(ナビダイヤル)
					じぎやうさいこうちくほしよきんじむきよく 事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088(IP電話専用回線: 03-4216-4080) (9:00~18:00) 日、祝日を除く	

●事業や労働に関する相談

資金繰りの相談がしたい	中小企業金融相談窓口 0570-783-183 (平日、土日、祝日 9:00~17:30)
労働に関する相談(会社の倒産、失業、解雇された等)がしたい	総合労働相談コーナー(大阪労働局) 0120-939-009 ※大阪府外及び携帯電話、IP電話等からは06-7660-0072 (月・水~金 9:00~17:00 火 9:00~18:00)
新型コロナウイルス感染症等で影響を受けたため、経営に関する相談をしたい	相談窓口(四條畷市商工会) 072-879-1656 詳しくは四條畷市商工会にお問い合わせください。

来庁せずに郵送等で手続きができる業務	電話相談先
住民票の写しのインターネット及び郵送請求等、市役所に来庁せずにできる手続きがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご利用ください。	ご自身の症状に不安がある場合になど、一般的なお問い合わせについては、下記の電話相談をご利用ください。 ①厚生労働省電話相談窓口(令和6年9月30日終了予定) ・電話番号:0120-565-653(午前9時~午後9時まで(土・日・祝日含む)) ・厚生労働省「感染対策・健康や医療相談の情報」 ②外国人向け相談窓口(中国語・英語等による相談先) ・大阪府国際交流財団(Ofix)「大阪府外国人情報コーナー」 ・電話番号:06-6941-2297 (月・金:午前9時~午後8時、火~木:午前9時~午後5時30分、第2・第4日曜日:午後1時~午後5時) ※祝日除く ・対応言語:英語、中国語、韓国語、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語 ※医療的判断が必要な相談はできません。